

令和4年度
第7回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和4年10月31日（月）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第7回総会 議事録

令和4年10月31日（月）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 事業計画変更承認報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

(農業委員：18名)

1番 山内 磨砂樹	2番 浅野 豊久
3番 坂井 利弘	4番 本多 幸信
5番 伊藤 真澄	6番 服田 裕二
7番 森下 重信	8番 戸松 勲
9番 (欠席)	10番 加藤 和敏
11番 大橋 源一郎	12番 稲垣 哲夫
13番 伊藤 真由美	14番 野田 正広
15番 浅野 富士男	16番 武田 金之
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：15名)

1番 木村 光男	2番 今井 賢次
3番 鷺津 富夫	4番 蟹江 勇夫
5番 大嶋 茂	6番 柴山 守男
7番 野田 義隆	8番 吉田 善政

9番 土川 猛司
11番 山中 政勝
13番 夫馬 政義
15番 (欠席)
17番 (欠席)

10番 花木 定信
12番 安藤 均
14番 川合 一
16番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：1名)

9番 河邊 直喜

(農地利用最適化推進委員：2名)

15番 高橋 紘治

17番 菱川 善也

<事務局>

事務局長 加藤 勝明

専任課長 角田 篤彦

課長補佐 藤原 美乃里

主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第7回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時07分)

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第7回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。18番 杉本ひろ子委員さん、19番 江寄正雄委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転4件です。詳細は、2ページをご覧ください。

24番から27番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可4件につきまして農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

議案第2号についてご説明申し上げます。提出議案の3ページをご覧ください。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

6番につきましては、駐車場として利用されるものです。農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転10件、所有権移転及び賃借権設定1件、賃借権設定2件、使用貸借権設定7件です。詳細は、6ページから9ページとなります。

6ページの142番から7ページの151番につきましては分家住宅、8ページの152番につきましては診療所、153番につきましては有料老人ホームを建築するものです。以上、12件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

つづきまして、154番から9ページの157番につきましては駐車場、158番、159番につきましては駐車場兼資材置場、160番につきましては駐車場兼物干し場、161番につきましては、太陽光発電施設として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載のとおりです。また、152番、153番、154番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整を行い、許可の見込みがあることを確認しております。

以上、農地法第5条許可20件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の10ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、11ページから14ページとなります。12ページの1番から14ページの30番につきましては、愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の15ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用配分計画案についてです。詳細は、16ページから23ページとなります。16ページの1番につきましては、7筆計2,522㎡について、使用貸借権を設定されるものです。17ページをご覧ください。2番につきましては、1筆370㎡について、使用貸借権を設定されるものです。18ページをご覧ください。3番につきましては、1筆294㎡について、使

用貸借権を設定されるものです。19ページをご覧ください。4番につきましては、6筆計4,041㎡について、使用貸借権を設定されるものです。20ページをご覧ください。5番につきましては、4筆計1,900㎡について、使用貸借権を設定されるものです。21ページをご覧ください。6番につきましては、9筆計6,727㎡について、賃借権を設定されるものです。22ページをご覧ください。7番につきましては、1筆345㎡について、賃借権を設定されるものです。23ページをご覧ください。8番につきましては、1筆1,702㎡について、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案8件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

【浅野議長】

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「事業計画変更承認報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
 - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの3件です。つづきまして、3ページをご覧ください。

報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ページまでの所有権移転17件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件です。つづきまして、9ページをご覧ください。

報告第3号は、事業計画変更承認報告についてです。今月の報告は、10ページの1件です。つづきまして、11ページをご覧ください。

報告第4号は、現況証明報告についてです。今月の報告は、12ページの5件です。つづきまして、13ページをご覧ください。

報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、14ページの2件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

閉 会 (午後2時22分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 杉本 ひろ子

署名者 江寄 正雄